

# 産業建設委員会記録

令和4年11月11日(金)  
13時38分～13時47分  
全員協議会室

- 【委員】 川上委員長、田畑副委員長  
沖田委員、串崎委員、上野委員、布施委員、牛尾委員
- 【委員外】 肥後議員、佐々木議員
- 【議長団】 笹田議長
- 【執行部】 副市長、戸津川都市建設部長（建設整備課長）、戸田契約管理課長
- 【事務局】 大下書記

---

## 議題

- 1 議案第66号 工事請負契約の締結について（市道日脚治和線(周布橋)既設橋梁撤去工事(その2))

【議事の経過】

[ 13時 38分 開議 ]

川上委員長

産業建設委員会を開催する。出席委員は7名で定足数に達しているので、直ちに委員会を開会する。レジュメに沿って進める。先ほどの本会議で本委員会に付託された市長提出議案1件の審査に入る。

1. 議案第66号 工事請負契約の締結について（市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その2））

川上委員長

執行部から補足説明があるか。  
（ 「なし」という声あり ）

布施委員  
契約管理課長  
布施委員

委員から質疑はあるか。  
一般競争入札は何者参加されたか。  
今回の入札は一般競争入札である。参加者は1者だった。  
1者とのことで。入札は数者で競い合うものだが、いろいろな基準や縛りがあって入札された毛利組に決まったと思う。金額も併せて妥当と判断されたのか。

契約管理課長

一般競争入札と指名競争入札がある。指名競争入札の場合は、ほかの参加者が辞退して1者のみが残る格好になると入札を中止する。なぜなら指名されていない事業者で参加の意向があるかもしれないことから。一般競争入札の場合は条件を付して、この条件を満たすなら何者でも、という格好を取っているため、1者の場合でも進めている。  
今回の入札条件については土木一式工事であること、会社所在地が浜田地域の事業者であること、設計額から鑑みて9千万円以上の実績を過去に持っていること、という条件を付している。これは、これまでのほかの工事と比べても特段、特殊ではない。あとは事業者の皆の手持ち工事の状況等で参加が変動するので、特殊要因はなく今回1者の応札だったのは妥当だと判断している。

布施委員  
建設整備課長

工事着手時期、完成、撤去の時期、その辺を示されたか。  
その2の工事である。今回議決いただくと仮契約が本契約になるので、本契約をした翌日から着手できる。今日いただければ明日から着手となろうかと思う。工事は令和5年3月31日ということで一応今年度末に工期を設定しているが、実際には次年度への繰り越しも想定している。

布施委員

撤去作業になるとつくるときより、振動や騒音の問題が出てくると思っている。締結するときはそういった問題も非常に重要になってくると思う。これからの工事について、周辺住民への説明なども併せて行われるか。そういうスケジュールは決まっているか。

建設整備課長

説明会は以前、周布公民館において各町内会代表者に来てい

ただいて行ってはいるが、今回実際に工事を発注すると業者も周辺へのご挨拶などをされて、お声をかけて工事着手になろうかと思う。そこは地域としっかり連携を取ってやっていきたいし、当然、地域に影響がないよう工事をしていただくよう我々も監督しなければいけない。

今回の右岸側については川の水が流れている部分なので、栈橋などをつくって大変な工事になろうかと思うが、地域の方にご協力をいただいて進めたい。

牛尾委員 契約管理課長に伺う。浜田地域限定で一般競争入札をされたとのことだが、およそ応募できる可能性のある会社がどの程度見込まれたのか。

契約管理課長 土木一式工事で市内事業者となると、10者を超えるだけいらっしゃるが、浜田地域となると名簿には10者いらっしゃる。そのうち、先ほどの要件を満たすのは全員の可能性があった。

牛尾委員 すると可能性としては10者あったが、諸般の事情で1者だけになったという認識でよいか。

契約管理課長 はい、私どももそのような認識である。

川上委員長 ほかに。

( 「なし」という声あり )

これで質疑は終了する。ここで執行部は退席されて結構である。

《 執行部退席 》

川上委員長 これから採決に入るが、議案第66号について自由討議を行うべきかどうかを委員にお諮りする。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、執行部提出の議案1件について採決を行う。

**○議案第66号 工事請負契約の締結について（市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その2））**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認める。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で産業建設委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については正副委員長に一任ということでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では委員会終了後に正副委員長で作成し、直ちにタブレットに配信するのでご確認をお願いする。

以上で産業建設委員会を終了する。

[ 13 時 47分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員長 川上 幾雄